

令和6年4月24日

保護者の皆様へ

沖縄県立首里東高等学校長
(公印省略)

令和6年度奨学のための給付金支給(4～6月分前倒し給付)に関する手続きについて(1年生の希望者のみ)

生活保護受給世帯及び住民税(道府県民税及び市町村民税)所得割額非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、別紙支給対象に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

なお、保護者等の委任がある場合には、給付金を代理受領し、保護者等が授業料以外に負担する教育費(校納金)に充てることが可能です。詳細は下記担当へお問い合わせください。

記

1. 給付対象者：

- ① **生活保護(生業扶助)受給世帯**
- ② 道府県民税及び市町村民税 **所得割 非課税(0円)世帯**
- ③ 離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

2. 提出書類：裏面参照(リーフレット)※申請書等は 事務室 または 学校 HP より取得

3. 提出期限：令和6年5月10日(金)までに 事務室へ提出

4. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は4月1日現在を基準とします。
(新入生に対する一部給付及び家計急変世帯への支援)
- (3) なお、今回一部前倒し給付を申請された方で、残りの月数(9か月)分の給付を希望される方は、7月1日基準に再度申請が必要となります。
- (4) 認定後の振り込みは7月頃を予定しています。

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 首里東高等学校 事務 担当者 上原 TEL:098-886-1578